

電子申告に関する要望事項 (e-Tax 編)

令和2年6月25日

日本税理士会連合会 情報システム委員会

はじめに

電子申告制度は平成 16 年に運用が開始され、これまで利便性向上のため様々な施策が実施されてきたなかで、本年 4 月より大法人の電子申告義務化が開始された。また、中小法人についても、平成 30 年 3 月末に改訂された『行政手続きコスト』削減のための基本計画」において、電子申告の利用率 85%以上の数値目標が掲げられている。

これらの目標を達成するために、e-Tax の使い勝手の大幅改善、地方税との情報連携の徹底、電子納税の一層の推進といった利便性向上策が示され、本年 10 月からは、年末調整手続きの電子化が、来年 1 月からは所得税確定申告手続きに関してマイナポータルとの連携が予定されている。

日税連では毎年、電子申告の問題点及び課題を抽出し、要望事項として取りまとめて国税庁及び地方税共同機構に対して提出するとともに、税理士会員に対して電子申告の重要性の周知、無料相談会場での e-Tax の使用を推奨するなど電子申告の更なる利用拡大に努めている。また、平成 29 年 1 月より発行を開始した第四世代税理士用電子証明書は、その有効期限が近付いていることから、来年 4 月より第五世代税理士用電子証明書の発行を予定しており、その申込み手続きにあたっては、第四世代税理士用電子証明書やマイナンバーカードを利用したオンライン申込みを可能とするべく構築を進めている。

今後、行政手続きのオンライン原則が掲げられているなかで、日税連においても、まだ電子申告を利用していない税理士を利用に向かわせること、また、紙媒体で添付書類を別送している税理士が全ての申告・申請書類を電子的に送信できるようにすること、関与先企業に納税手続きを中心とした電子申告の利用を促していくことが急務である。

電子申告を行える者は納税者本人もしくは税理士に限られていることから、税理士の電子申告普及における影響力は極めて高いと言える。税理士が率先して電子申告を利用し、その問題点と解決策を国税当局と協議し、使い勝手のよいシステムに改善されていくことが電子申告の普及に直結するものであると確信している。

今年度も、実務家である税理士の視点とともに納税者の視点からも要望事項の取りまとめを行った。この要望事項は、税理士のみならず、納税者の満足度も向上させるものであり、真の意味での利便性を追及したものである。利用者が各種行政手続のオンライン利用に関し、より多くの利便性を実感すれば、オンライン利用が促進される結果となることから、今回の要望事項が実現されることを強く望むものである。

【重要要望項目】

（税理士資格の証明）

1. 税理士の代理送信について、税理士であることを証明できる仕組みを設けること。

税理士が税務書類の作成及び申告の委嘱を受けて代理送信を行う場合には、税理士法第33条の規定の趣旨に基づき、税理士の身分と責任の所在を明らかにしなければならない。

このため、電子的に税理士であることを証明できる仕組みを設ける必要がある。

（行政手続きの電子化関係）

2. 行政手続きの電子化に際して、円滑な税務代理が行えるよう配慮すること。

（1）マイナポータルについて

令和3年1月より、マイナポータルと確定申告書等作成コーナーの連携が予定されており、今後、納税者自身が確定申告書等作成コーナーを利用した所得税確定申告書の作成には大きな利便性向上が見込まれる。税理士が税務代理を行う場合にも、マイナポータルに集約される関与先納税者の情報を円滑に取得できるようにするとともに、その仕組みについてソフトウェア開発事業者に対して仕様を公開すること。

（2）行政手続きのオンライン・ワンストップ化について

現在、検討が進められている社会保険・税手続きのオンライン・ワンストップ化、法人デジタルプラットフォームの構築など、行政手続きのオンライン・ワンストップ化を進めていく過程においては、手続きの実態を踏まえ、税理士が代理で手続きを行うことができるよう配慮すること。

(利用可能時間)

3. 利用可能時間を拡大すること。

e-Tax の利用可能時間について、更なる電子申告による優位性・利便性の向上を図るため、ニーズの高い以下の休止日について利用可能とすること。また、マイナポータル等他の行政システムとの連携状況や、サーバー監視・障害管理の技術的發展を踏まえつつ、将来的にはメンテナンスに必要な時間を除いての運転が可能となるよう検討すること。

○ 運転を希望する日

1. 毎月の最終週の前週土曜及び日曜
2. ゴールデンウィーク期間中

(e-Tax 利用の簡便化に伴うセキュリティ強化関係)

4. メッセージボックスのセキュリティ強化に関し以下の改善を図ること。

(1) 「受信通知」からの送信データのダウンロードについて

税理士が交代した場合に納税者が電子証明書を所持していなければ、新たに委嘱を受けた税理士は受信通知から過去の申告内容を確認することができない。このため、納税者が新たに委嘱した税理士に対してメッセージを転送できる仕組みを設けるなど、納税者の過去の申告内容を速やかに確認できる手段を講じること。

(2) e-Tax 仕様公開について

「申告のお知らせ」の転送設定について、ソフトウェア開発事業者へ仕様公開されたのは「委任関係の登録」までであり、税理士が行う「委任関係の承認」については e-Tax ホームページで別途行う必要があるため、追加の仕様公開を行うこと。

また、納税者が委任関係の登録手続きで「納税者カナ氏名（税理士表示用）」を変更しなければ、「申告のお知らせ」の転送先である税理士のメッセージボックスには「納税用カナ氏名」が表示される。これを 1 件ずつ視認することは非常に困難であり委任関係の解除時に誤って選択する虞があることから、ソート機能を設けるなど検索を可能とすること。併せて「委任関係の解除」についても仕様公開を行うこと。

(3) ID・パスワード方式で申告した者への対応

ID・パスワードで申告した納税者は、電子証明書を所持していないとメッセージボックス内に格納される「申告のお知らせ」など申告に必要な情報を閲覧できない。

このため、電子証明書の取得を勧奨すること。

(添付書類)

5. 添付書類等のイメージデータによる送信について改善を図ること。

(1) 提出可能な添付書類の拡大

イメージデータで提出できる書類は、法令の規定により原本の提出が必要とされている第三者作成書類及び税務署が提出を求める一部の書類が対象となっている。これに関し、以下の添付書類については別途書面での提出を求められることがあることから、イメージデータでの提出を可能とすること。

また、申告書作成の際の検討書類など、任意で提出している書類についてもその有用性等を踏まえイメージデータでの提出を可能とすること。

○ イメージデータでの提出を希望する書類

1. 医療費のお知らせ（容量：A4 1～3枚程度）

(2) 送信方法の改善（新規）

利用者が1送信あたりの容量を勘案して複数回に分けて送信するのではなく、自動で分割送信を行うなど、操作性を改善すること。また、添付可能な容量を判断するため、システム側で判断している送信容量を表示すること。

(メッセージボックス関係)

6. メッセージボックスについて以下の改善を図ること。

(1) 受信通知の表記の改善

現在、詳細確認画面名が「メッセージ詳細 (受信通知)」、本文のタイトルが「メール詳細」となっている表記を「受信通知」に変更し、税務署が受領したことが分かりやすい表記に改善すること。

(2) 税務署からのお知らせ等メールの表記改善 (新規)

① 「ダイレクト納付完了に関するお知らせ」

ダイレクト納付手続きを代理した税理士へ通知されるメールの件名へ代理した納税者の氏名を掲載すること。

② 「国税庁からのお知らせ」

税理士のメールアドレス宛には関与先の件数に応じて大量のメールが格納され、詳細を確認するのに時間を要している。件名に詳細を付記するなど、同一の内容であることが分かるようにすること。

(3) メッセージボックスの発展的なシステムの構築

現在の電子申告システムは、取下書や単独で送付する説明資料等 (請求書、契約書等) の法定外文書を税務署窓口に提出する必要がある。これらの文書を電子的に送信することが可能になると、納税者の事務手続面での利便性が大きく向上し、また、税務署からの照会文書の送付及び回答に活用できることが想定される。このため、上記文書について、税務署と納税者及び税理士の間で電子データのやり取りが可能なシステムの構築を目指すこと。

(その他)

7. システム変更を早急に行うこと。

Windows 等の OS 及びブラウザソフト等については、広汎なシステムが活用できるように対応し、システム更新・環境の変化に対しても可能な限り速やかに対応するよう要望する。特に、ブラウザソフトについては、確定申告書等作成コーナーと同様に Google Chrome や Firefox など、一般的なシェア状況に応じ、推奨環境を拡大すること。また、最新版の Microsoft Edge へ早急に対応するとともに、今後のアップデートに関してはプレビュー版にて先行的に動作検証を行うなど、アップデート後すみやかに対応できるようにすること。

【要望項目】

(システム改善要望)

1. e-Tax ソフト (WEB 版・SP 版含む) や確定申告書等作成コーナーについて、利用者の利便性に重点を置いた改善を図ること。

国税庁が提供する e-Tax ソフトを含めた各システムについては、民間の会計ソフトでは対応していない申告・手続が網羅されていることや、確定申告書等作成コーナーは税務支援事業で使用する機会が増えている。

このことから、本会に対して、各税理士会から寄せられた e-Tax ソフト等に関する改善要望を、利用者である納税者及び税理士 (税理士会) の利便性に重点を置いた「システム改善に関する要望事項」として取り纏め共有するので、これを踏まえ、今後の利便性向上策をご検討いただきたい。

2. 申告に必要な情報の確認方法について。(新規)

(1) 各申告のお知らせへ以下の情報を追記すること

① 「確定申告等についてのお知らせ」

- ・ 消費税の基準期間の課税売上高
- ・ 消費税の各種届出の提出状況と適用年月日
- ・ 還付税額と還付加算金

② 「課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告について」

- ・ 個人についても法人と同様に「一般課税」「簡易課税」を表記すること
- ・ 課税事業者でない場合も届出書の提出状況を記載すること

(2) 申告のお知らせの格納状況について改善すること

消費税課税期間特例選択届出書を提出して課税期間を短縮している場合について、その事業年度最初の課税期間にその後の課税期間分をまとめて格納するのではなく、各課税期間の申告時期に合わせて格納すること。

(3) 届出の適用状況等の確認方法について改善すること

事業用資産の買換えの特例や相続時精算課税制度の適用状況など、将来の申告に影響する情報や消費税の届出状況について、申告のお知らせへ記載するか、e-Tax 受付システムから確認可能とすること。

(利用者識別番号・暗証番号)

3. メッセージボックスの引継ぎを可能とすること。(新規)

利用者識別番号及び暗証番号を失念し、郵送での回答が間に合わない場合、申告期限までに電子申告を行う方法として、新たな利用者識別番号を取得する場合がある。利用者識別番号を再取得した場合は、過去の利用者識別番号とともにメッセージボックスの内容が削除されてしまい、過去の申告内容等が閲覧できなくなってしまうことから、過去に申告・申請の実績がある場合には、本人確認を行うことで新たな利用者識別番号へメッセージボックスの内容を引き継ぐことを可能とすること。

(電子納税・ダイレクト納付)

4. 電子納税・ダイレクト納付について改善を図ること。

(1) 申告期限延長申請済みの予納 (新規)

「ダイレクト納付を利用した予納の申出」からは見込み納付ができず、「新規作成」からは可能となっている。どちらからも利用できるよう改善を図ること。

(2) 対応金融機関の拡大

より一層の利便性向上のため、農業協同組合やネット銀行などすべての金融機関でダイレクト納付ができるよう働きかけること。特に、地方税共通納税システムで利用可能な金融機関へはすみやかに対応すること。

(納付手続き)

5. 納付手続きを拡充すること。

(1) コンビニ納付 (QR コード) について

QR コードを利用したコンビニ納付について、利用可能コンビニを拡大すること。

(2) QR コード決済について

急速に普及しつつある QR コード決済を含む電子決済に対応すること。

(その他)

6. e-Tax で利用可能な税目・手続きを拡大すること。

電子申告制度が、納税者の利便性向上の観点から導入されているものである以上、基本的にはできる限り多くの税目・手続きをその対象とすべきである。それにより多くの納税者が電子申告のメリットを享受し得るものとする。その上で、例えば申告の起因となる事実の発生が臨時・偶発的であって、継続して申告書の提出が必要でないものであったとしても、可能な限り電子での受付が可能な体制を構築するよう要望する。

7. 上記以外のシステム面等に関する要望事項について継続的に協議の場を設けること。

上記以外のシステム面等の要望事項については、国税庁と日本税理士会連合会との間で継続的に協議の場を設けること。

(地方税との情報連携の徹底)

8. 国税と地方税の情報連携を徹底すること。

「デジタル・ガバメント実行計画」や「デジタル手続法」でも示されている通り、行政手続き全体のオンライン・ワンストップ化が進められているなかで、e-Tax と eLTAX についても情報連携だけにとどまることなく、最低限、eLTAX と e-Tax の受信窓口を一本化するなど、両者を統合した一つのシステムで運用されることが望ましい。

以上